

令和8年度
こども・子育て支援施策
の取組みの方向性

(学校教育課)

(拡充) ファシリテーション研修の実施

(研修内容)

PA (プロジェクトアドベンチャー) 体験を通して、子どもの見方を広げ、学級づくりや仲間づくり、人と人をつなぐ支援の在り方 (ファシリテーションスキル) について学ぶ。

※PA(プロジェクトアドベンチャー) とは
活動を通して「主体性」「協働性」「思考力・判断力・表現力」「感情のコントロール」「人間関係を築く力」等を育むことを目指している。PAプログラムでは、これらの力を体験やふりかえりを通じて自然に引き出し、教え込むのではなく、活動の中で気づきと成長を促すことを大切にしている。

(写真資料：プロジェクトアドベンチャージャパンHPより)



- 子どもたちが「自分たちの約束をつくる」過程を学ぶ
- 子どもたち同士が関わりあう機会をつくる方法を学ぶ

などの[研修を年3回実施](#)する。

➡ 「みんなにとって居心地がよく、一人ひとりの違いが受け入れられる」
「子どもたちの力で、それぞれ異なる目標に向かうことを支援しあえる」クラスづくりを目指し、子どもの成長、クラスの変化の伴走者である先生を支援する。



(新規) 学校での対話の場づくり

(事業目的)

こどもの意見表明* (こどもの声が聴かれる) を目的に、学校での対話の場づくりをすすめる。

感情リテラシーとコミュニケーションスキルの向上を図りながら、人との良好な関係性 (つながり) を築いていくことを見据えて行う。

* こどもの意見表明権とは、権利を行使できない状況 (例えば、うまく表現できない、訴える術を知らない) も考慮されて、こどもが自分の思いや意見を表明することで、表現の自由とは異なります。

これまでの成果

- ①日頃からの意見表明機会創出：校内居場所「ふらっとるーむ」の開催運営
- ②人間尊重、関係づくり：修復的対話 (R J) サークルによる表現と傾聴の練習 (*いじめ予防の効果あり)
- ③協働による相談活動：開かれた対話 (オープンダイアログ) の実践



- ・校内居場所は、2校とする。(現行の富士見小ともう1校を想定)
- ・公益大からの講師の指導のもとR Jを実施し、実施日にあわせて、教職員R J理解普及研修、いじめ対応研修、SSWへのSVなどを実施する。
- ・開かれた対話は、教職員の相談活動に生かす。



(拡充)

(事業目的)

学校教育法に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を支給するもの。

(事業概要)

対象者

- ・生活保護を受けている児童生徒の保護者 (要保護)
- ・児童生徒と同居する直系家族全員の収入が認定基準以内の保護者 (準要保護)

支給方法

- ・学期ごと(7月・12月・3月)に保護者口座へ振込または学校を通して支給

対象費目・支給金額の目安

支給費目	小学校 支給金額 (年額)	中学校 支給金額 (年額)
1年生：学用品費、通学用品費、 宿泊を伴わない校外活動費	13,230円	25,040円
2年生以上：学用品費、通学用品費、 宿泊を伴わない校外活動費	15,500円	27,310円
学校給食費 (該当者のみ)	実費 (一食260円×回数分)	実費 (一食305円×回数分)
宿泊を伴う校外活動費 (該当者のみ)	上限額3,690円	上限額6,210円
新入学児童生徒学用品費 (該当者のみ)	57,060円	63,000円
体育実技用具費 (該当者のみ)	上限額26,500円	上限額7,650円
修学旅行費 (該当者のみ)	実費	実費
卒業アルバム代 (該当者のみ)	上限額11,000円	上限額10,000円
オンライン学習通信費 (該当者のみ)	15,000円	15,000円



	これまで	R7年度	R8年度～（予定）
認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒と同居する直系家族全員の収入が認定基準以内の保護者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒と同居する直系家族全員の収入が認定基準以内の保護者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒と同居する直系家族全員の収入が認定基準以内の保護者 ※基準額の見直し ・ 児童扶養手当受給世帯（全部支給） ・ 住民税非課税世帯
申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則学校 ・ 教育委員会学校教育課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則学校 ・ 教育委員会学校教育課
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学説明会等でチラシ配布 ・ こども未来課でチラシ配布 ・ ホームページ掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学説明会等でチラシ配布 ・ こども未来課でチラシ配布 ・ ホームページリニューアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学説明会等でチラシ配布 ・ こども未来課でのチラシ配布 児童扶養手当受給世帯（全部支給）の申請促進 ・ ホームページ掲載
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書の更なる簡素化を検討 ・ 民生委員の申請に関わる訪問等を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書の更なる簡素化 ・ 申請方法の多様化を検討

